

介護報酬の算定に係る「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の見直しに関する要望

要望の要旨

介護報酬算定の際、通常の実施地域を超えて、過疎地域等に居住する利用者へ介護サービスを提供した場合に適用される「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」について、介護事業所のサービス提供地域に関わらず、過疎地域でサービス提供を行う場合は、一律に加算の対象とし、加算割合についても引き上げるよう制度の見直しについて要望します。

要望の理由

平成17年に1市6町の合併により誕生した本市では、554.55平方キロメートルと広大な市域を抱えており、過疎地域も含まれております。

令和6年度の介護報酬改定において、過疎地域が「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の対象地域に含まれることが明確化されました。

しかし、本市のように、過疎地域を抱える自治体においては、過疎地域も通常のサービス提供地域として扱われてしまうため加算が適用されないという課題があります。

また、介護事業者が撤退した半島沿岸部などでは、中心部の事業者がサービスを提供する場合には、片道約1時間を要するケースもあり、移動の間はスタッフが拘束されるため他の利用者へのサービス提供ができません。さらにはこうした長距離の移動にかかる時間が介護報酬において配慮されていないことに加え、近年の燃料費高騰も重なり、事業所の所在地から離れた場所でサービスを提供すればするほど、事業者の費用負担が増えることとなります。

市域が広く、過疎地域を抱える本市において、介護事業者が適切な水準の報酬を得て、安定した介護サービスを提供することができるよう、制度の見直しについて要望するものです。